

---

令和5年 12月 宇美町議会定例会会議録 (第4日)

令和5年12月13日(水曜日)

---

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

追加日程第一 議案第59号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

追加日程第二 議案第60号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

追加日程第三 議案第61号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

追加日程第四 議案第62号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

追加日程第五 議案第63号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算(第3号)

追加日程第六 議案第64号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)

追加日程第七 議案第65号 令和5年度宇美町一般会計補正予算(第5号)

追加日程第八 発議第4号 町長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第九 発議第5号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

日程第2 閉会中の継続審査又は調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第一 議案第59号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

追加日程第二 議案第60号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

追加日程第三 議案第61号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

追加日程第四 議案第62号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

追加日程第五 議案第63号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算(第3号)

追加日程第六 議案第64号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)

追加日程第七 議案第65号 令和5年度宇美町一般会計補正予算(第5号)

追加日程第八 発議第4号 町長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第九 発議第5号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

日程第2 閉会中の継続審査又は調査について

---

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 五所 万典

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 原田 和幸
副町長 …………… 一木 孝敏	教育長 …………… 佐々木壮一朗
総務課長 …………… 工藤 正人	地域コミュニティ課長 …… 太田 一男
シティプロモーション課長 …… 瓦田 浩一	企画財政課長 …………… 中西 敏光
税務課長 …………… 田口 嘉輝	会計課長 …………… 大神 隆史
住民課長 …………… 八島 勝行	健康課長 …………… 尾上 靖子
福祉課長 …………… 佐伯 剛美	環境課長 …………… 久我 政克
管財課長 …………… 矢野 量久	都市整備課長 …………… 藤木 義和
上下水道課長 …………… 前田 友博	学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 竹下 健一	こどもみらい課長 …… 飯西 美咲

---

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第4号を表示しておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

なお、本会議終了後、議会改革調査特別委員会を開催する予定であります。

お諮りします。本日までに、町長から議案第59号から議案第65号と、議会運営委員会委員長から発議第4号と、議員から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一から追加日程第九として議題にしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。議案第59号から議案第65号と発議第4号から発議第5号を日程に追加し、追加日程第一から追加日程第九として議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

---

#### 日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号5番。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 皆さん、おはようございます。日本共産党の入江政行です。今年もあと十数日となりまして、本当に1年が来るのは早いものだと感心しております。

また、皆様方におかれましては、この1年間、いろいろな協力を頂きまして、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思います。皆さん、どうも1年ありがとうございました。

私自身も、やはり1年間を振り返りますと、若干、未処理の分もありまして、ちょっと反省をしているところであります。この反省を胸にとどめおきまして、来年に向かって活動していきたいと思えます。

早速、質問に移らせていただきます。

本日の質問内容は、自転車用ヘルメットの購入費助成ということで、質問をさせていただきたいと思えます。

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車事故で亡くなられた方の6割が頭部に致命傷を負っており、交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが必要だと考えます。ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用者の約2.4倍となっております。

ここで、最初の質問に移ります。

県内の自転車の事故の現状はということで質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） それでは、回答させていただきます。

福岡県警察本部の令和4年1月から12月までの1年間の統計によりますと、自転車による関連事故発生件数は県内合計で3,221件となっております。前年と比べますとマイナス49件とやや減少しておりますが、そのうち5名の方が貴い命を亡くされておられます。

また、地区別の発生件数では、福岡地区が2,046件と全体の63%を占め、さらには粕屋警察署管内での件数は192件となっており、警察署別では7番目に多い状況となっております。そのうち、宇美町での発生件数は10件でしたが、幸いにも軽傷事故であったという状況でございます。

この事故の分析から特徴と傾向をお伝えしますと、事故発生場所は、交差点での発生が2,059件と全体の約6割、事故類別では、出会い頭が1,659件と全体の約5割、法令違反別では、脇見などが323件で全体の約6割となっております。

年齢別では、10代が983件と全体の3割を占め、最多となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） ありがとうございます。

宇美町での事件というのは、そう多くはないと感じております。また、この報告によりますと、10代の方が全体の3割を占めていると、多分、考えられるのは交通法規を周知していないということじゃないかなと感じているところでございます。やはり自転車による関連事件数は多いようです。そのような中、県や町としての取組があるのかどうか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 福岡県の取組としまして、自転車利用者に対する交通ルール、自転車安全利用五則の周知徹底というのがございます。

1点目につきましては自転車は車道が原則、左側通行。2点目は信号に従う。3点目は夜間はライトの点灯。4点目は飲酒運転の禁止。5点目はヘルメットの着用など、5つのルールの周知と県独自で定めた自転車保険加入義務の条例改正を行うなど、ソフト的な対策を進められておられます。

また、本町といたしましても、県が主催されます自転車安全教育指導者講習を粕屋地区交通安全協会宇美支部の方と当課職員2名、当課の職員が受講しまして、自転車の交通ルール、自転車

の乗り方や点検など、交通安全指導に対する教育を受けたところでございます。今後は、小学校や地域への自転車の運転指導に当たることとしております。

今後とも、自転車に限らず自動車、歩行者などの交通安全に対し、県や粕屋警察署、交通安全協会など関係機関とより緊密に連携しまして、それぞれの立場において、1件でも交通事故が減少していくように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） ありがとうございます。

私も、数日状況をちょっと見ているんですけども、この5つの安全利用五則がございまして、この中で、やはり自転車は車道を通らないといけないという規定があるんですけども、今現実を見ると、歩道をそれも2足並行で走っていることが多いです。やはり、これによって事故が起きているんじゃないかなと思っておりますので、今後は、自転車に乗る場合の交通ルールを皆さん方に周知していただくように取り組んでいってほしいと考えております。

それで、ここでちょっと築上郡の吉富町の事例をちょっと紹介したいと思っております。

対象商品が、交付要綱に記載の認証マーク——SGマークなどが入った新品のヘルメット、補助金額は購入費の2分の1を補助。最大上限が2,000円ということになっております。また、対象期間としては、令和5年3月1日以降に購入したものであるということになっております。福岡県下では、吉富町が先立って購入費補助を実施されているということで聞いております。

そこで質問ですけども、当町として、今後、自転車用ヘルメットの購入費の補助事業を行う考えはあるのかどうかをお答え願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） おはようございます。

まず、11月21日の8時過ぎ、宇美駅前付近の県道で、登校中の高校生7人を含む8人が軽自動車に次々とはねられるという痛ましい交通事故が発生いたしました。けがをされた方の一日も早い回復を願っておるところでございます。

この事故をきっかけに私たちができることは、短期的には路面表示であるとか、歩行者の誘導や注意喚起を促すような看板の設置などがございます。さらに、今すぐできること、そして、運転者、歩行者を問わず継続してやっていかなければならないこと、それが交通安全意識の啓発活動であるというふうに考えております。

そのようなことから、12月1日の早朝、各関係機関と合同で交通安全啓発活動をさせていただいたところでございます。議員の皆様にも御協力を賜りまして、ありがとうございました。

さて、御提案の自転車用ヘルメットの購入費の補助事業についての御提案ですが、自転車乗中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っているというデータがございます。

これは、先ほど入江議員も御指摘をされたところでございますが、買物や通勤通学等、日常生活で自転車に乗るときは、ヘルメットを着用して頭部を保護することが何よりも大切であると考えております。

先ほど、担当課長が福岡県の取組を紹介いたしましたが、自転車利用者に対するルール、自転車安全利用五則の周知徹底など、事故を未然に防ぐための啓発運動が第一、そして、その次が事故に遭ったときの被害の軽減、この2段階で自転車のヘルメット着用を促進していく必要があると考えております。

福岡県は、自転車保険の加入義務を令和2年10月1日より課しておりますので、例えば、自転車保険の加入確認を取ることを条件としまして、自転車用ヘルメットの購入費の補助を行う、導入促進のための補助制度の創設というものを考えていきたいし、宇美町からも交通安全の先頭に立って、福岡県をリードしていくような制度、この件については、早急に準備を進めて取り組むように、この後、指示したいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） ありがとうございます。本当にこの購入費補助をやることによって、人命的な事故がなくなると思っていますので、今の町長の回答の中にも献身的なお答えがありましたので、ぜひ購入費補助を実施していただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 7番、入江議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号6番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 2番、安川禎幸です。令和5年も残すところ僅かとなりましたが、今年もいろんなことがありました。11月には四王寺ロックフェスを開催しまして、関係各位の御協力を得られまして盛況で終わることができました。町長には、最後にはお歌までお願いしまして、非常に好評であったんで、またお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今年もいろんなニュースがございましたけど、一番インパクトがあったのは、ビートルズが54年ぶりにイギリスで1位だったと。50年ぶりぐらいに新曲を出して、それがイギリスで1位になりましたというニュースが流れておりましたが、いろいろ調べてみると、何かカセットテープに録音した音源に最新テクノロジーを加えて完成させた。すごい時代になったと思うし、長生きしてよかったなというふうに思うところです。

バンドといいますと、先日、桜原小学校のフェスに行ってみりました。これは役場のバンドが出演するというので、私も音響スタッフでお手伝いに行っただけですが、演奏前にバンドメ

ンバーが、小学生が大体どんなりアクションしますかな、うちはハードロックなんですけど何か何か言っていて非常に心配しておりましたところ、1曲目に映画スラムダンクの曲を演奏したところ、子どもたちは総立ちになりまして、いきなり踊りだしたというところ、もう本当にめちゃくちゃ盛り上がり、保護者の皆さんとかコミュニティの方々も一緒に見られてたんですが、一緒になって盛り上がりしていました。バンドメンバーも、何かこんなに受けたのは生まれて初めてですというぐらいの盛況でございました。本当に私たち、子どもたちにパワーをもらっているなどというふうに思ったところです。

本日は、今後の宇美町の子育て施策について質問させていただきます。

今年の4月に、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこども基本法が施行されました。こども基本法の目的を見ますと、日本国憲法及び児童の権利に関する条例の精神にのっとり、次世代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するというふうになっております。

また、政府におきましても、こども家庭庁が創設されまして、異次元の少子化対策として、子育て世帯に対して支援する強化する施策が次々と打ち出されており、子育てをめぐる環境は大きく変化しているという状況でございます。

今回は、第7次総合計画の重点方針であります子育てしやすい町の実現に向けて、今後の町の子育て施策についてお尋ねします。

まず、令和5年4月に施行されましたこども基本法の第2条で「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいうというふうになっておりますが、いわゆる年齢要件がないというふうな法になっているところがございます。ここで言うこどもの定義とはどういうものかというところでお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） こども基本法では、今、議員がおっしゃったこどもの定義が、心身、心と体の発達の過程にある者ということの定義がなされています。これは、ほかの法律とかでは、子どもという定義が18歳だったり二十歳だったりということなんですけど、年齢で必要なサポートが途切れないよう、また、子どもや若者がそれぞれの状況に、一人一人の状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるようにということで、この定義がなされております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。ここはちょっと今までと解釈が大きく変わってきたところかなと思います。

続きまして、同法第9条、政府は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する大綱、こども大綱を定めなくてはならないとなっております。

こども大綱は、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱、こういったものを一元化し、子ども・若者に対する施策、少子化の克服、子どもの貧困に関する施策など、幅広く盛り込まれており、今後の子育ての方向性を示すものになるというふうに思います。

現在、政府で策定しておりますこども大綱の策定状況についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 当初は、このこども大綱、今年の秋に出るといふようなことを国からも連絡を受けておりましたが、11月22日に、こども家庭審議会において最終案が示され、12月1日に答申書をこども政策担当大臣に提出されました。この答申をもって政府内で調整が行われ、年内を目途に閣議決定がされる予定というふうに聞いております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 相当なボリュームがある内容になっていると思います。今までのものを全て網羅するようなものになるかなと思います。非常にどのようなものが出てくるかというのは期待を持って、待ちたいというふうに思います。

続けて質問します。

同法第10条第2項に、市町村はこども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画、市町村こども計画を定めるように努めるものとするというふうになっております。

宇美町は従来、子ども・子育て支援事業計画「うみっ子未来プラン」というのを策定しておりましたが、それに代わりまして、宇美町こども計画を策定しますという報告も担当課より受けておるところでございます。

宇美町こども計画とはどんなものか、また、計画の策定状況についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 町では、令和6年度までの計画となっております第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画、うみっ子プラン——うみっ子未来プランに、子ども政策の基本理念を統合した形で、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画となる宇美町こども計画を策定することとしています。

これに基づき、公募型プロポーザル方式にて業者を選定し、10月31日に令和5・6年度宇美町こども計画策定支援業務委託を締結しました。今年度においては、子ども、その保護者、若者へのアンケート調査を実施し、令和6年度に計画策定を行うこととしております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。



○議員（2番 安川禎幸） こども大綱も出来上がりつつある中で、相当なボリュームであるものと思いますが、期待しておりますので、よろしくをお願いします。

続けて質問します。

同法第11条に、国及び地方公共団体は、当該こども施策の対象となるこども、また、こどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものと定めております。

ここで、こどもの意見の聴取というのが出てきます。今回の法律、今までなかったような部分が増えられてきているのではないかと思います。宇美町こども計画の策定においては、このこどもの意見の聴取についてはどのような手法を考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 今回の計画では、こどもの意見の聴取というところがとても大事にされていると感じております。それで、方法として3つを大きく考えてみました。

1つ目は、もうこれは12月5日に行われたものなのですが、中学生と人権擁護委員さんたちによる人権啓発懇談会が行われました。先ほど、議員のほうからも子どものエネルギー、子どものパワーという言葉が出ましたが、このときも、やはり中学生から子どもの権利に関する積極的な意見をたくさん聞くことができました。これは、当町ならではの意見の聴取の方法かなと考えております。

2つ目は、小学5年生及び中学2年生の児童生徒全員にアンケート調査を実施いたします。また、アンケート対象者以外にもホームページ上でオンラインアンケートを行い、幅広く意見を募集したいと思っております。

3つ目は、子どもや若者を対象としたワークショップを開催し、顔と顔、声と声を突き合わせて意見を聴取したいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） いろいろな手法を考えてあって、特にオンラインとか考えていらっしゃるというのは、非常に進歩的と言ったらいいかなですね、いいんじゃないかなと思ったところで。

今の子どもたちは、私も今年の秋口に南中のフェスタに行ったんですが、そこで自治会ごとの子どもたちが教室に集合しまして、私は自治会代表で行って、何か自治会に対して意見がありますかというふうな問いをしたんですけども、物すごくよく考えています。南中の前に歩道橋を架けると危険ですとか、南中の前を何かライトアップしましょうとかいろんなアイデアを持っていて、非常に何か私もちょっと活性化されたようなところがございますので、ぜひ、小学生、中学生の意見とかを吸い上げていただけたらというふうに思います。

続きまして、今回策定されます宇美町子ども計画の中で、今後、特に町で力を入れていきたい部分がありましたら、説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○子どもみらい課長（飯西美咲） こども基本法の基本理念である「こどもまんなか社会」を基に策定する宇美町子ども計画においては、子ども・若者の視点を重視し、幅広い意見を聴取しながら計画づくりを行うこととしております。

その中で、特に子どもの居場所づくりについて考えていきたいと思っております。子どもの居場所づくりについては、国においても政策課題として、こども家庭審議会で審議され、12月1日にこどもの居場所に関する指針が閣議決定し、これに基づいた子どもの居場所づくりを推進することとされています。

居場所とは、誰かにきちんと見てもらえている、受け止められている、尊重されている、つながっていると感じられるような関係性がある場所のことをいい、内閣府の子供・若者インデックスボードによると、より多くの居場所がある子どもたちは自己肯定感が高く、充足感や社会貢献意欲、将来への希望やチャレンジ精神、いずれも高いことが明らかになっています。

より多くの子どもたちによりたくさんの居場所を、そして、どんな子どもたちにも少なくとも1か所の1つの居場所をという視点を持ち、公共施設や新しい箱物に限らず、地域に根差した宇美町らしい居場所づくりの具現化に向けて、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 子どもの居場所というのは、本当に大事なところだなと。私も家庭に居場所がなかったりしますんで、痛切に感じるところでございます。ぜひ実現するようにお願いしたいというふうに思います。

続けます。

宇美町は、令和2年に議員発議で制定されました宇美町子ども・子育て支援条例があります。この条例を見ますと、子安のまち宇美を先取りしたような条例だったのかなというふうに思うところですが、今回のこども基本法の制定や宇美町子ども計画の策定により、町の子育て施策が大きく変換しようとしています。

それを受けて、宇美町子ども・子育て支援条例の見直しについてはどうお考えか、お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○子どもみらい課長（飯西美咲） 宇美町子ども・子育て支援条例では、こども基本法に先駆け、全ての子どもは未来への希望であり、かけがえのない宝、大切な存在であることを示しています。先日行われた、先ほども申し上げましたが人権啓発懇談会において、参加した中学生の皆さんか

ら、大人の皆さんにこの条例をもっと知っていただきたいというような積極的な提案がありました。私たちがいつの間にか気づかなくなっていたことを、子どもたちに知らされたように思います。

これを受け、早速、広報うみ1月号に掲載するとともに、ホームページ、SNSを通じて条例の周知や情報発信をしまいたいと思っております。

条例の見直しについては、こども基本法の理念、こども大綱、こども計画を反映した形で、今後、改正を考えていきたいと思っております。その際は、議員の皆様や子育てに関する支援団体のみならず、こどもまんなか社会の実現を目指すという観点からも、子どもたちの意見を表明する活動参画の機会を確保してまいります。

具体的には、こども計画策定に当たって開催予定のワークショップや小中学生のアンケートの活用を図りながら、宇美町の子どもたちと一緒に考え、共に新しい子ども・子育て支援条例をつくり上げていきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） この条例は、私が退職間際ぐらいに議会のほうから発議し策定していただいた条例で、中の条例の審議のときには、我々もオブザーバーで出席させていただいたりしておりましたので、非常にこの条例の改正、子安のまち宇美を進めていくには、バックアップするような、後ろ盾になるようなものと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

宇美町こども計画、相当なボリュームになるというふうに思いますが、今後の宇美町の子育ての方向性を示す指針となるものというふうに思います。期待をしておりますので、しっかり作成をお願いいたします。

続きまして、病児保育についてお尋ねします。

病児保育は、体調不良により保育園、幼稚園などに出席できない子どもを、仕事上の親に代わり日中の保育を行うもので、コロナウイルス感染症の流行によりまして、重要性が再認識されたというふうに思っております。

今年4月より病児保育が無償化されましたが、現在の利用状況はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） この事業は、宇美町、志免町、須恵町の糟屋南部3町で、原則3町の町民を対象として、宇美町のおかべ小児科クリニックで行っています。

今年4月から開始された利用料無料化の後の状況ですが、4月から10月までの7か月間の利用者数は、延べ139人、月平均で19.9人となっております。無償化前の前年同月の利用者数は、延べ74人、月平均で10.6人であり、比較しますと延べ人数で65人の増、月平均で

9. 3人の増と約1.9倍の利用となっており、非常にニーズが高いことがうかがえます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 現在、その3町で1機関となっております。今後、またさらなる利用者が増えるのかなというふうに思いますが、将来を見据えました今後の課題についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 今後の課題としては、先ほど申し上げましたように利用者が増えております。これに伴い実施医療機関の負担、人材の確保が課題となることが考えられます。

病児保育を安定的、継続的に運営していく上では、実施して下さる医療機関はもちろんのこと、保育士や看護師が必要になり、とりわけ保育士の安定的な確保が課題となることが考えられます。

また、現在は1日の利用定員が3人までとなっておりますので、さらに利用者が増加すると、受入れ定員も課題となります。3町で今後の利用者数の動向を注視し情報を共有、また、実施医療機関の意見を聞きながら、必要に応じて、今後、実施箇所を増やしていくことも視野に入れて考えていく必要があると考えております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 先生にこの前お会いしたんですけど、まだまだ元気ですけども、やはり高齢にもなられていることもありますし、そこを見据えて、早めに対策を考えておく必要があるのかと思います。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、今後の保育所等の整備についてお尋ねします。

現在、町立保育園2園が民営化されておまして、園舎の建て替えが進んでおりますが、残りました町立保育園2園の今後について、どのように考えてあるのかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 現在、町立保育所は早見保育園、原田保育園の2園となっております。

町立2園については、子どもの最善の利益を考慮し、安心・安全な保育環境を維持するとともに、保護者が信頼して子どもを預けることができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 分かりました。

続きまして、今後の保育所等の整備についてお尋ねします。

宇美町こども計画の中で、子ども・子育て支援事業の需要量とかを策定しまして、提供体制を

基につくられるというふうに思いますが、今後の町の保育所等の整備についてはどうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 民間になりました柳原ぷらす保育園は令和6年11月から、また、貴船保育園は令和7年4月から、それぞれ新園舎での保育開始に向け、建て替えが進められています。その他の民間保育所等については、開園された時期も比較的新しいことから、今のところ建て替えや定員の見直し、改修等の計画は上がっておりません。

しかし、町立2園においては、今後、老朽化に伴い大規模改修や建て替え等の時期を迎えることとなります。町立保育所の改修や建て替えについては、国、県の補助金等の活用が今のところありませんので、財源の確保が必要となっておりまいます。

また、子育てに対する国の施策が、こども誰でも通園制度をはじめ子育て施策の変革期を迎え、年々目まぐるしく変化し、今後も加速していくことが十分に予想され、今後も少子化により子どもの人口は減少していくことが予測されているものの、保育を必要とする量の予測が難しい状況にあります。

今後の整備については、ニーズに見合った保育体制を確保するために、町立2園の在り方を含め状況を見極め、何が子どもたちにとって、将来にとって、宇美町にとって最も有効な手段であるか判断していきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） そのとおりで、人口は減るのに保育所の申込みは増えるといったところ、やはり今は大きく社会全体が変わろうとしていると、子育て支援ということにシフトしているようなところなのかなと思います。その変換期にあると思いますので、それを勘案しつつ計画のほうの策定を進めていただきたいと思います。今の件も、こども計画の中に連動する部分があるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後、教育長にお尋ねします。

第7次宇美町総合計画では、重点方針「子育てしやすいまち」の実現に当たり、「子育てするなら、宇美町で」と選ばれるまちを実現するために、妊娠期から始まる子育て支援や保育・教育の充実だけでなく、すべての分野において子育ての視点に立った「子育てしやすいまち」を念頭に置いた取組を進めるというふうになっております。

教育長は、「子育てしやすいまち」の実現に当たり、どのような宇美町の将来像を描いてあるのかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） 失礼いたします。宇美町の子育ての将来像について御回答いたします。

こども基本法や改正児童福祉法の成立を受けて、様々な制度や組織の改革が行われ、包括的な支援体制が強化されようとしている中で、子どもに関わる全ての大人が改めて子育て支援を考え直すことが必要であると思っております。今後、「子育てするなら、宇美町で」の下、第7次宇美町総合計画や宇美町教育振興基本計画、また、来年度策定いたします宇美町こども計画の下、子育てに係る教育施策や事業を構築してまいります。

議員お尋ねの宇美町の子育ての将来像として、次のようなことを考えております。以前の答弁と重複するところがありますが、就学前の保育園・幼稚園から小学校・中学校へと切れ目のない支援を行うために、教育、福祉、保健、医療のそれぞれの関わり方に隙間が生じないように調整し、子どもの生活環境や教育環境の実態をつぶさに把握し、適切な支援を構築していくことです。

また、これまで所管の課長が子育てにつきまして詳細に答弁いたしましたが、今後の取組の重点として、まず3点述べます。

1つは、子どもが孤独感や不安を感じることなく過ごせる子どもの居場所やサービスの充実を図ります。

2つ目は、悩みや心配事のある子育て世帯の早期発見・支援のために地域で見守る体制づくりを推進します。

3つ目は、幼児教育・学校教育のほか、様々な体験学習等を通して、積極的で主体的な学びを実現させる環境をつくります。特に宇美町が有している豊かな自然や文化、歴史、特色ある地域資源、温かい地域社会などの町の強みを生かしながら、生涯にわたって学ぶことのできる環境をつくり、思いやりや自立心が育つよう支援していきます。

これらの子どもや子育てに関する取組の一端を来年度予定しております生涯学習の研究大会で発表できればと思っております。

これに加えて、現在、学校教育でも進めておりますが、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、子どもの権利の擁護が図られ、幸福感を感じる生活を送ることができるウェルビーイングを向上させる支援を進めていきたいと思っております。

最後に、宇美町の子育ての将来像の向けての取組は、子どもを中心にして、子育て世代だけでなく地域と行政が連携し、施策や取組を進めていくことが重要であると考えております。今後も子育て支援を充実してまいります。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 本当に全町体制で、それこそ地域も巻き込みながらやっていきたいというところで、本当にそのとおりだと思います。地域も巻き込まれたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

先日、昭和の森の宇美町スケートパーク拡張イベントに行つてまいりました。当日は、早朝か

ら多くの親子連れなどでにぎわいまして、小さな子どもさんがスケートボード連盟の方々の指導で上手に滑れるようになっていたのを見ました。大変にぎわいまして、宇美町も少しずつ「子育てしやすいまち」の理想の町に近づいているんじゃないかなというふうに思うところです。

また、大自然に囲まれた昭和の森に、そのときちょっと思ったんですけど、巨大な児童公園とか、あと野外コンサートができるような場所とか、そういうのができたらいいなとちょっと思いましたんで、町長、副町長、今日出番はありませんでしたけど、頭の片隅にお願いできたらと思います。よろしくお願いします。

今日は教育長をはじめ、いろんな答弁を頂きました。宇美町は宇美八幡宮があります。また、子安の伝統というのがあります、これは宇美町のアドバンテージになっているというふうに思うところです。「子育てするなら、宇美で」と言われるような子育て施策を展開し、また、情報発信これは必ずやっていただきたいと思っております。情報発信を続けることで宇美町のセールスポイントになると、子育てはセールスポイントになり、また町の評価につながるというふうに思います。今後も強力で推進していただきたいと思っております。

子どもたちは宇美町の宝であります。第7次総合計画の重点方針であります「子育てしやすいまち」の実現等、今後の宇美町の子育て施策の充実を期待しまして、質問を終了します。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 2番、安川議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

ただいまから10時55分まで休憩に入ります。

10時42分休憩

.....  
10時55分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 追加日程第一 議案第59号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第一、議案第59号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第59号について御説明をいたします。

議案第59号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

本議案は、国からの改正内容確定の通知が、本定例会に提出する議案の取りまとめ後となった

ことから、追加提案をさせていただくものでございます。

提案理由につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が一部施行されることに伴い、世帯に出産する被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び所得割額について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の2ページ、3ページが改正条例案の本文、4ページから6ページが新旧対照表、7ページが参考資料となっております。

改正の内容につきましては、7ページの参考資料で説明をさせていただきます。

この本条例の目的は、出産時における国民健康保険税負担の軽減でございます。

初めに、現状及び導入の趣旨について御説明をいたします。

まず、現状でございますが、国民健康保険税は、応益（均等割と平等割）、それから応能（所得割）に応じて課税されております。また低所得世帯に対しましては、応益保険税の軽減措置、7割、5割、2割の軽減でございますが、これが講じられております。

次に、導入の趣旨でございますが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分、4か月間になりますが、これの均等割保険税及び所得割保険税を免除するものでございます。

次に、軽減の概要について説明をいたします。

まず、軽減の対象ですが、出産する被保険者が対象となっております。参考ですが、令和4年度中に出産被保険者は25名おられました。

次に軽減の額についてでございますが、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分——単胎妊娠の場合は4か月、多胎妊娠の場合は6か月分となります——の均等割保険税と所得割保険税を公費により免除するものでございます。

資料に、出産被保険者に対する軽減額の算定例を記載しております。

また、下段に公費による免除分のイメージをつけておりますので、御確認をお願いします。

なお、免除となった保険税相当額につきましては、国、県、町が公費で負担することとなっております。費用の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、町は4分の1となっております。

最後に、施行時期でございますが、令和6年1月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） これは、産前産後の方に対して国保を軽減するという内容ですけども、当町においては、これに該当する世帯というのはどれぐらいの数いるんでしょうか、お尋ね



します。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 参考でございますが、令和4年度中は25名、対象の方がおられました。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） もちろんこの条例案に対しては賛成の立場なんですけれども、国、地方の費用負担割合の中で、町が4分の1を負担するというところでございますが、その財源としてどういったお金が充当されるのか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 現時点におきましては、一般財源となっております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） あと、一般財源から充当するに当たってその金額、どのくらいの金額が充当される予定なのか、来年度分でお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） この条例案に関する予算につきましては、すみません、先日の補正予算のほうで計上させてもらっておりましたが、歳入額として20万円を予定しております。

これが、国、県、町、全部を入れておりますので、このうち4分の1ですので、5万円相当が町の持ち出し分となっております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 私は、本案に対して賛成の立場から討論をしたいと思います。

今や当町のみならず日本全国で少子化の問題、大変喫緊の課題、待ったなしの緊急の対応が求められていると思います。そういった上で、こういった国保の軽減策は大いに前向きに称賛すべきもので、大いに推進すべきものであるというふうに感じておりますが、一言言うならば、もうこれは全額国、公費で負担するぐらいしないと、今の少子化というのは改善は難しいんじゃないかなと思います。

子育てに関わるさらなる負担軽減を求めまして、本案に賛成といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ここで、八島住民課長より発言の申出がっておりますので、これを許し

ます。八島課長。

○住民課長（八島勝行） すみません、先ほどの丸山議員からの御質問に対しまして、ちょっと補足させていただきます。

先ほど、補正予算で20万円計上ということをお話しさせていただきましたが、これは今年度の期間中に対象となった方の分としての額でございます。ですので、新年度分については、その約4倍程度を見込んで計上する予定でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） これで討論を終わります。

これから、議案第59号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

## 追加日程第二 議案第60号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第二、議案第60号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。どうぞよろしく願います。

議案第60号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の額の改定を行うに当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回は、本条例で4つの条例を一括改正することとしています。本年の給与勧告では、昨年度に引き続き、月例給、ボーナスともに引上げとなっております。民間給与との較差0.96%を解消するために、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるとともに、ボーナスを一般職員で0.1月分引き上げることとなっております。

次のページ、2ページから7ページまでが改正の本文、そして、8ページから長くなりますが、17ページまでがそれぞれの条例ごとの新旧対照表となっているところでございます。

次の18ページ、ここからが参考資料となっております。改正の内容については、本ページからの宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要を使って説明させていただきます。

まず、概要でございますが、先ほど少し触れさせていただきましたが、1の期末手当金・勤勉手当の改正は、昨年8月から本年7月までの民間ボーナスとの比較によるもの。2の給料月額の変更ににつきましては、本年4月分の民間給与との比較によるものでございます。

それでは、具体的に説明をしていきます。

1の期末手当・勤勉手当の変更ににつきましてでございますが、現在、一般職員は、期末手当が6月期、12月期ともに1.20月で計2.40月、勤勉手当が6月期、12月期ともに1.00月で計2.00月、合計が4.40月となっております。これが0.10月分増となるわけでございますが、令和5年度につきましては、既に6月期分が支払われておりますので、12月期分に0.05月ずつプラスいたしまして、期末手当を1.25月分、勤勉手当を1.05月分支払うこととなります。

なお、令和6年度は均等化いたしますので、6月期、12月期ともに期末手当が1.225月、勤勉手当が1.025月期となります。

次の定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員は、現在、期末手当が6月期、12月期ともに0.675月で計1.350月、勤勉手当が6月期、12月期ともに0.475月で、計0.950月、合計が2.30月期のところ0.05月分増となりますので、令和5年度は12月期分に0.025月ずつプラスいたしまして、期末手当を0.700月分、勤勉手当を0.500月分、支払うこととなります。

なお、令和6年度は均等化いたしますので、6月期、12月期ともに期末手当が0.6875月、勤勉手当が0.4875月となります。

2の期末手当の変更ににつきましてです。

これは、議会議員及び特別職の職員で常勤の者の期末手当の改正となりますが、現在、6月期、12月期ともに1.65月で、計3.30月となっておりますが、これが0.10月分プラスになることから、令和5年度は12月期分を0.10プラスし1.75月とし、令和6年度はこれを1.70月に均等化いたします。

次の19ページ、3の給料月額の変更ににつきましてですが、民間給与との較差、これが額にすると3,869円のマイナス、この額は率でいいますと0.96%となりますが、これを解消するため、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げます。平均改定率は1.1%の増となります。

初任給につきましては、高卒者で1万2,000円、大卒者で1万1,000円の増額となります。

なお、この給料月額の変更につきましては、令和5年4月1日に遡って適用されることとなっております。

4の参考例について説明いたします。

まず、給料についてですが、代表的職員、これは係長職で扶養が配偶者と子ども2人を想定した場合になりますが、改定されますと年間2万3,400円の増額、大卒新規の職員は12万9,900円の増額となります。

下の表、賞与につきましては、代表的職員は、6月期分は4月1日に遡って給料月額が改定されることによる影響で、期末手当が2,720円、勤勉手当が2,266円増、12月期分は期末手当と勤勉手当がそれぞれ0.05月分プラスとなりますので、2万3,192円と2万1,374円の増額、合計4万9,552円の増額となります。

大学新規の職員については、同様に年間で7万742円の増額となるものでございます。

最後に、5の施行期日でございますけれども、交付の日からとしておりますが、令和6年度からの均等化に関する条文に関しましては、令和6年4月1日からの施行としているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ただいまからタブレット設定のため、暫時休憩に入ります。

11時11分休憩

.....

11時13分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第三、議案第61号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第三、議案第61号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第61号について御説明をいたします。

予算書の3ページをお開きください。

議案第61号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度宇美町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ11万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,267万円とするものでございます。

本補正予算につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、人件費等の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、給料及び職員手当の補正で11万1,000円を増額しております。

次に、歳入の御説明をいたします。

10ページ、11ページでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出の一般管理費の財源となるもので、歳出の補正に伴い11万1,000円を増額しております。

最後になりますが、補正予算書の14ページ15ページに給与費明細書をおつけしておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第四. 議案第62号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第四、議案第62号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第62号について御説明をいたします。

予算書の3ページをお開きください。

議案第62号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度宇美町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億9,628万4,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、人件費等の補正を行うものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、給料、職員手当及び共済費の補正で、69万3,000円を増額しております。

次に、歳入の御説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金は、歳出の一般管理費の財源となるもので、歳出の補正に伴い

69万3,000円を増額しております。

最後になります。補正予算書の14、15ページに給与費明細書をおつけしておりますので、御確認ください。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第五. 議案第63号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第五、議案第63号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。それでは、議案第63号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

本補正予算は、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、人件費を補正するもので

ございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額7億9,267万3,000円を93万6,000円増額補正いたしまして、7億9,360万9,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を93万6,000円増額補正して、9,416万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして、44万3,000円の増額は浄水場職員分を。3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして49万3,000円の増額は、上下水道課内の職員分をそれぞれ補正するものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は1,604万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出の一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的支出の一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決され



ました。

---

### 追加日程第六、議案第64号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第六、議案第64号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。議案第64号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

本補正予算は、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、人件費を補正するものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額8億6,776万3,000円を55万7,000円増額補正いたしまして、8億6,832万円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を55万7,000円増額補正して、4,025万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして、55万7,000円の増額を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は7,378万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出の一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的支出の一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

### 追加日程第七. 議案第65号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第七、議案第65号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。まず説明に入ります前に、今回の追加補正予算につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴う人件費等の補正をはじめ、物価高騰対応重点支援給付金支給事業費、（現年）公共土木施設等補助災害復旧費等につきまして、緊急に補正予算を提出する必要性が生じたので、追加提案とさせていただくものです。

それでは、議案第65号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いします。

令和5年度宇美町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ2億7,086万6,000円を追加し、予算総額を146億5,379万5,000円とするものです。

第2条で継続費の設定、第3条で繰越明許費の補正、第4条で債務負担行為の補正、第5条で地方債の補正を提案するものです。

歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、12月議会議案資料綴一般会計補正予算（第5号）事業一覧表を御参照ください。

少し飛びまして、18、19ページをお願いします。

1款議会費1項議会費1目議会費001議員報酬等は、期末勤勉手当を42万8,000円増額、002事務局職員人件費は、給料、職員手当等と共済費の合計で22万円を増額しています。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、人件費のみの補正で31万9,000円増額。

2項徴税費1目税務総務費も、人件費のみで79万8,000円の増額。

20、21ページ、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費も、人件費のみで39万4,000円の増額です。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費001社会福祉関係職員人件費は、人件費のみで183万7,000円の増額、012物価高騰対応重点支援給付金支給事業費3億1,463万8,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援分）を活用し、物価高により特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給するため、22、23ページをお願いします。通信運搬費（郵便料）を200万円、給付金支給関係事務業務委託料800万円、電算関係業務委託料200万円、物価高騰対応重点支援給付金を3億100万円など計上をしています。

3目国民健康保険事業費、国民健康保険特別会計繰出金69万3,000円、その下の8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出金11万1,000円は、今回増額となった人件費分について特別会計に対し一般会計から繰出しを行うものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費も、人件費のみで26万1,000円の増額。

24、25ページをお願いします。

4款衛生費から、26、27ページ、6款農林水産業費、7款商工費、28、29ページ、8款土木費、30、31ページ、10款教育費まで、人件費のみの増額となっています。

32、33ページをお願いします。

11款災害復旧費2項公共土木施設等災害復旧費1目公共土木施設等単独災害復旧費、（現年）公共土木施設等単独災害復旧費5,700万円の減額は、令和5年度ひばりが丘災害復旧事業の単独災害復旧工事として計上していましたが、防災対策を検討し、道路のり面崩壊対策事業として、令和5年度から令和6年度までの債務負担行為を設定し実施するため、減額を行うものです。

2目公共土木施設等補助災害復旧費、（現年）公共土木施設等補助災害復旧費320万円は、令和3年度町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧工事の施工中に増破した箇所及び未施工部分の工法変更を含めて、令和5年災害として令和5年度から令和7年度までの継続費を設定し、新規に災害復旧事業を行うため増額を行うものです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

元に戻りまして、16、17ページをお願いします。

14款国庫支出金1項国庫負担金7目災害復旧費国庫負担金、現年度公共土木施設災害復旧事業費負担金を213万4,000円計上をしています。

2 項国庫補助金 2 目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金（低所得世帯支援分）を 3 億 1,175 万円計上をしています。

1 8 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金 1,298 万 2,000 円は、本補正予算の収支不足額の財源とするものです。

2 1 款町債 1 項町債 9 目災害復旧債 1 節補助災害復旧事業債、現年公共土木施設等災害復旧事業を 100 万円、2 節一般単独災害復旧事業債、公共土木施設等災害復旧事業を 5,700 万円減額をしています。

次に、8 ページをお願いいたします。

第 2 表、継続費の設定を 1 件提案するもので、事業名、町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧事業、総額を 3 億 9,000 万円、年割額を令和 5 年度 320 万円、令和 6 年度 1 億 2,800 万円、令和 7 年度 2 億 5,880 万円とするものです。

次の 9 ページをお願いします。

第 3 表、繰越明許費補正は、追加 1 件の提案を行うもので、事業名、物価高騰対応重点支援助給付金支給事業で、金額を 1 億 1,603 万 1,000 円とするものです。

10 ページをお願いします。

第 4 表、債務負担行為補正は追加 1 件の提案を行うもので、ひばりが丘道路法面崩壊対策事業、期間を令和 5 年度から令和 6 年度まで、限度額を 5,000 万円とするものです。

次の 11 ページをお願いします。

第 5 表、地方債補正は変更 2 件の提案を行うもので、1 件目は補助災害復旧事業債で、限度額を 4,230 万円とするもの、2 件目は一般単独災害復旧事業債で、限度額を 4,860 万円とするものです。

最後になりますが、予算書の後ろのほうになりますが、36、37 ページから 38、39 ページに今回の補正に係る給与費明細書を、40、41 ページに、先ほど説明をいたしました継続費に関する調書を、42、43 ページに債務負担行為の追加に関する調書を、44 ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願

いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第八、発議第4号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第八、発議第4号 町長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。藤木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（藤木 泰） 発議第4号 町長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年12月8日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、議会運営委員会委員長藤木泰。

提案の理由ですが、宇美町債権管理条例の制定に併せ、未収債権徴収における事務の迅速化を図り、滞納整理を円滑に進めていくため、町長の専決事項を整理する必要がある。これが提案の理由です。

議案2ページが改正文、3ページが新旧対照表となっています。

3ページの新旧対照表、左側の改正案を使って説明します。

改正案は、第3号に債権管理条例第2条第5号及び第6号に規定する債権に係る1件300万円以下の和解及び調停に関すること。第4号に債権管理条例第2条第5号及び第6号に規定する債権に対する訴訟で、その訴訟物又は目的物の価格が300万円以下の訴えの提起に関すること。第5号に町営住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解又は調停に関すること。第6号で、これらの

号の歳入歳出予算の補正に関することを追加する改正です。

以上、御賛同いただきますようお願い申し上げます、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ちょっと本案が議員発議で債権の回収に関する条例ということで、それを町長が専決するに委ねるかどうかという内容なんですけども、ちょっとその賛否を決める上で、どうしても私は問いただしておきたいことがある。

これは、藤木議員が発議されているけど、質問は、私、執行部にどうしても聞いておきたいことがある。何かというと、どうしてもこの……。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員、発言中でございますが、執行部に対しての質疑ではございません。議案に対しての質疑ですので、その辺御理解ください。

○議員（9番 鳴海圭矢） それは十分分かっているんですが、私がこの議案に対して賛否を決める上で、やっぱりどうしても、どうしても聞いておきたいことがあるんです。これを聞かんと賛否決められんというぐらひは大事な話を、私にとっては大事な話。

○議長（古賀ひろ子） 申し訳ありません。何度も申しますが、発言者に対しての質疑を今取っているところですので、委員長に対しての質疑の発言でお願いします。

○議員（9番 鳴海圭矢） じゃあ分かりました。委員長、オーケー。分かりました。

何の話かということ、町営住宅の明渡しの話が含まれているわけなんですけども、これについて、私はどうしてもある1件を思い出さざるを得ないわけです。2014年の話なんですけども、千葉県の銚子市に県営住宅に住んでいた母子家庭の親子がおりました。それで、母親が家賃を滞納してしまっただけのために、県から民事裁判を起こされます。これで裁判所に来てくださいと言われてたけれども母親は来なかったと。それで、もう即刻明け渡してくださいということで、強制執行当日に、母親がもう思い余って自分の娘さんを手にかけてしまう。自分は後から自殺しようとしたけどできなかったというこういう事件がありました。

確かに、家賃を滞納したほうは、したというのは大変問題があったかもしれない。家賃は取らなきゃいけない、それは当たり前の話です。それはそうなんだけれども、だけれども、母親が自分の娘を手にかけてなきゃいけないぐらい追い込まなきゃいけないんだろうかと。これは自治体の姿勢として、これは本当に正しいやり方だったんだろうかなと私は思うわけです。

これは2014年の話なんですけど、もうあれは10年前ですけど、経済の状況はもうさらに悪くなっていますし、これは千葉県だけの問題ではなくて、全国の自治体で私は問われている問題だと思う。

こういう債権の回収というのは大事な話なんだけれども、こういう悲劇は少なくとも宇美町や

当町では絶対に起こしてはならないというふうに思います。

委員長、私の話を聞いてどのように思われますか、お答えください。

○議長（古賀ひろ子） 藤木委員長。

○議会運営委員会委員長（藤木 泰） 確かに議員がおっしゃることは大切なことだろうと思います。執行部においても、そのようなことは十分注意して滞納整理を行っていただけると私は思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

藤木委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号 町長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第九. 発議第5号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第九、発議第5号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 発議第5号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年12月8日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、宇美町議会議員丸山康夫。賛成者、同じく安川禎幸。

意見書を朗読しまして趣旨説明とさせていただきます。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

急激なエネルギー価格や物価の高騰は、町民生活を圧迫し、中小企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。先の見えない今こそ、誰もが安心して暮らせる社会を実現する必要がある。そのためにも賃金の底上げを図り、中小企業へ支援を行うことが急務である。

また、2023年の地域別最低賃金の改定により、福岡県と東京都では時給に172円の差が生じている。この地域間格差は、労働者の流出を生み、地域経済の活性化を妨げ、中小企業の体力を衰えさせる要因となっている。

地域経済を活性化するためには、地域内で生産し販売された所得が賃金として分配され、再び地域内で消費や投資が行われる循環型の地域経済を確立させることが必要であり、その支えとなる最低賃金の引上げ及び地域間格差の解消、中小企業への支援を求め、下記の事項の早期実現を要望する。

記。

- 1、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金の引上げを目指すこと。
- 2、政府は、最低賃金法を改正し、地域間格差の是正を図ること。
- 3、政府は、中小企業が最低賃金の引上げを行えるように、支援策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、採択されましたら、意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長に提出予定です。

以上、御審議の上、御賛同いただきますようお願いしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

丸山議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 私は、この意見書に賛成の立場から討論をいたします。

もう有名な話で、皆さんも御存じかと思いますがけれども、経済協力開発機構OECDによりますと、日本人の平均年収はこの30年——平均賃金です。平均賃金はこの30年間でほとんど上がっていないということで、この最低賃金の引上げ、本当に喫緊の課題で、今一番求められている国民の労働者の要望ではないかと思えます。これはもう一刻も早く実現させるべきだと思います。



上げられている要望も私の考えにぴったりと合致するものばかりで、最低賃金の引上げのみならず、中小企業が最低賃金の引上げを行えるように支援策を拡充・強化すること、これをセットで訴えているということです。これも本当に評価の高い、まさに私もセットでこれは最低賃金の引上げと中小企業の支援、これは必ずセットでやらなければいけない、それも私の考えにぴったり沿うもので、本当にこれはすばらしい意見書なので、これがもし全会一致で採決されたとしたら、これは非常に画期的なことすばらしいことだというふうに思います。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

○議長（古賀ひろ子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） これで討論を終わります。

これから、発議第5号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに決定いたしました。

---

## 日程第2. 閉会中の継続審査又は調査について

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査項目について閉会中の継続調査をすることの申出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本12月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、令和5年12月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時52分閉会

---

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月6日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 安 川 禎 幸

署名議員 小 林 孝 昭